

技術職員業務必携改正新旧対照表

改正前				改正後					
令和7年度 必携P無 技術職員業務必携(基準・書式)一覧				令和8年度 必携P無 技術職員業務必携(基準・書式)一覧					
◆技術職員業務必携(基準・書式)一覧 (令和7年4月)				◆技術職員業務必携(基準・書式)一覧 (令和8年4月)					
第1編 工事監督・検査等業務		適用		第1編 工事監督・検査等業務		適用			
分類	基準及び書式名等	土木	建築・設備	分類	基準及び書式名等	土木	建築・設備		
工事 施行 と 基本 法令	高知市契約規則	(昭和40年3月15日 規則第4号)		工事 施行 と 基本 法令	高知市契約規則	(昭和40年3月15日 規則第4号)			
	高知市工事請負規則	(昭和37年1月20日 規則第5号)			高知市工事請負規則	(昭和37年1月20日 規則第5号)			
	高知市工事請負執行要綱	(昭和48年9月1日 施行)			高知市工事請負執行要綱	(昭和48年9月1日 施行)			
	高知市事務事業執行管理取扱方針 (H16.1月)	JOSS-共有文書-指針・方針等 参照			高知市事務事業執行管理取扱方針 (H16.1月)	JOSS-共有文書-指針・方針等 参照			
	高知市小規模工事実施事務要領	(平成6年2月1日 庁達第1号)			高知市小規模工事実施事務要領	(平成6年2月1日 庁達第1号)			
	小規模工事等の実施基準	契約別紙第1号			小規模工事等の実施基準	契約別紙第1号			
	業者選定委員会運用基準				業者選定委員会運用基準				
	業者選定委員会運営方針				業者選定委員会運営方針				
	設計 時	施工条件明示書	参考資料編		設計 時	施工条件明示書	参考資料編		
		特記仕様書	各課独自様式			特記仕様書	各課独自様式		
		共通仕様書	参考資料編			共通仕様書	参考資料編		
	工事 の 監督	高知市請負工事監督実施要綱	監督別紙第1号		工事 の 監督	高知市請負工事監督実施要綱	監督別紙第1号		
		高知市請負工事監督実施要領	監督別紙第2号			高知市請負工事監督実施要領	監督別紙第2号		
		高知市工事施行適正化推進要領 (H14.8.1)	参考資料編			高知市工事施行適正化推進要領 (H14.8.1)	参考資料編		
工事監督のための標準業務内容		監督別紙第3号		工事監督のための標準業務内容		監督別紙第3号			
工事 関係 要綱・ 基準等	施工プロセスチェックリスト(土木・建築・設備)	監督別紙第4号-1	監督別紙第4号-2	工事 関係 要綱・ 基準等	施工プロセスチェックリスト(土木・建築・設備)	監督別紙第4号-1	監督別紙第4号-2		
	高知市土木請負工事技術管理指針	技術管理別紙第1号			高知市土木請負工事技術管理指針	技術管理別紙第1号			
	土木工事施工計画書(標準書式)の作成	技術管理別紙第2号			土木工事施工計画書(標準書式)の作成	技術管理別紙第2号			
	出来形管理基準及び規格値	(県準用)			出来形管理基準及び規格値	(県準用)			
	品質管理基準	(県準用)			品質管理基準	(県準用)			
	写真管理基準	(県準用)			写真管理基準	(県準用)			
	検査 の実 施	高知市請負工事検査実施要綱	検査別紙第1号		検査 の実 施	高知市請負工事検査実施要綱	検査別紙第1号		
		高知市土木請負工事検査技術指針	検査別紙第2号			高知市土木請負工事検査技術指針	検査別紙第2号		
		工事検査職員区分及び指名基準	検査別紙第3号			工事検査職員区分及び指名基準	検査別紙第3号		
		変更後の工事検査及び工事成績評定〔予定価格500万円前後〕	検査別紙第3号-2			変更後の工事検査及び工事成績評定〔予定価格500万円前後〕	検査別紙第3号-2		
土木工事出来形寸法検査基準		検査別紙第4号		土木工事出来形寸法検査基準		検査別紙第4号			
土木工事品質検査基準		検査別紙第5号		土木工事品質検査基準		検査別紙第5号			
評 定	土木工事検査方法	検査別紙第6号		評 定	土木工事検査方法	検査別紙第6号			
	建築工事検査方法		検査別紙第6号-2		建築工事検査方法		検査別紙第6号-2		
	電気設備工事検査方法		検査別紙第6号-3		電気設備工事検査方法		検査別紙第6号-3		
	機械設備工事検査方法		検査別紙第6号-4		機械設備工事検査方法		検査別紙第6号-4		
工事の手直し等に関する取扱い基準	検査別紙第7号		工事の手直し等に関する取扱い基準	検査別紙第7号					
高知市工事成績評定実施要綱	評定別紙第1号		高知市工事成績評定実施要綱	評定別紙第1号					
高知市工事成績評定実施要領	評定別紙第2号		高知市工事成績評定実施要領	評定別紙第2号					
工事成績評定記入上の注意点	評定別紙第3号		工事成績評定記入上の注意点	評定別紙第3号					
工事 関係 書式	配置予定技術者状況調書	契約様式第1号		工事 関係 書式	配置予定技術者状況調書	契約様式第1号			
	課税事業者届出書	契約様式第2号			課税事業者届出書	契約様式第2号			
	免税事業者届出書	契約様式第3号			免税事業者届出書	契約様式第3号			
	現場代理人・技術者届	契約様式第4号			現場代理人・技術者届	契約様式第4号			
	現場代理人・技術者変更届	契約様式第5号			現場代理人・技術者変更届	契約様式第5号			
	他の工事との兼務状況	契約様式第6号			他の工事との兼務状況	契約様式第6号			
	労働福祉の状況報告書	契約様式第7号			労働福祉の状況報告書	契約様式第7号			
	下請負人選定・下請施工通知書	契約様式第8号			下請負人選定・下請施工通知書	契約様式第8号			
	工事請負代金一部前払申請書	契約様式第9号			工事請負代金一部前払申請書	契約様式第9号			
	工事完成期限延期願	契約様式第10号			工事完成期限延期願	契約様式第10号			
	工事着工届	契約様式第11号			工事着工届	契約様式第11号			
	着手届	契約様式第11号-2			着手届	契約様式第11号-2			
	請負代金内訳書	契約様式第12号			請負代金内訳書	契約様式第12号			
	明細表	契約様式第12号-2			明細表	契約様式第12号-2			
工程表	契約様式第13号		工程表	契約様式第13号					
工事完成届	契約様式第14号		工事完成届	契約様式第14号					

土木工事施工計画書(標準書式)の作成

3. 目次別、一工事・二工事・三工事別一覧表

	一	二	三
一般工事			
※ 一：一工事			
二：二工事			
三：三工事			
○：必要			
一：不要			
※：条件により必要			
(1) 表紙 目次	○	○	○
(2) 打合せ記録	○	○	○
(3) 工事概要 ① 工事概要	○	○	○
② 施工特性	○	○	○
(4) 計画工程表(総合工程表)	○	○	○
(5) 現場組織 ① 現場組織表	○	○	○
② 現場職員経歴表	○	○	○
③ 施工体制台帳(下請ある場合)	○	○	○
④ 施工体系図(下請ある場合)	○	○	○
(6) 主要船舶・機械	○	○	○
(7) 主要材料	○	○	○
(8) 施工方法(仮設備計画含む) ① 作業フロー	○	※	※
② 施工方法	○	※	※
③ 仮設備計画	○	○	○
(9) 施工管理 ① 下請管理(下請ある場合)	※	※	※
② 工程管理計画	○	○	二
③ 品質管理計画表	○	○	二
④ 出来形管理計画表	○	○	二
⑤ 写真管理計画表	○	二	二
⑥ 段階確認計画表	○	○	二
⑦ 段階確認実施表	○	○	○
⑧ 工事損害影響調査	○	○	※
⑨ 気象管理	○	○	○
(10) 緊急時の体制 ① 連絡系統図	○	○	○
② 緊急体制組織	○	○	○
③ 緊急出動人員等	○	○	○
(11) 交通管理	○	○	※
(12) 安全管理 ① 工事安全管理対策	○	○	○
② 第三者施設安全管理対策	○	○	○
③ 工事安全教育等	○	○	○
④ 現場備品整備	○	○	○
(13) 現場作業環境の整備	○	○	○
(14) 環境及び地元対策	○	○	※
(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	○	○	○
① 再生資源の利用の促進計画			
② 産業廃棄物計画			
(16) その他	※	※	※

3. 目次別、一工事・二工事・三工事別一覧表

	一	二	三
一般工事			
※ 一：一工事			
二：二工事			
三：三工事			
○：必要			
一：不要			
※1：条件により必要			
※2：提出は省略できるが管理は必要(事前に確認を行うこと。)			
(1) 表紙 目次	○	○	○
(2) 打合せ記録	○	○	○
(3) 工事概要 ① 工事概要	○	○	○
② 施工特性	○	○	○
(4) 計画工程表(総合工程表)	○	○	○
(5) 現場組織 ① 現場組織表	○	○	○
② 現場職員経歴表	○	○	○
③ 施工体制台帳(下請ある場合)	○	○	○
④ 施工体系図(下請ある場合)	○	○	○
(6) 主要船舶・機械	○	○	○
(7) 主要材料	○	○	○
(8) 施工方法(仮設備計画含む) ① 作業フロー	○	※1	※1
② 施工方法	○	※1	※1
③ 仮設備計画	○	○	○
(9) 施工管理 ① 下請管理(下請ある場合)	※1	※1	※1
② 工程管理計画	○	○	※2
③ 品質管理計画表	○	○	※2
④ 出来形管理計画表	○	○	※2
⑤ 写真管理計画表	○	※2	※2
⑥ 段階確認計画表	○	○	※2
⑦ 段階確認実施表	○	○	○
⑧ 工事損害影響調査	○	○	※1
⑨ 気象管理	○	○	○
(10) 緊急時の体制 ① 連絡系統図	○	○	○
② 緊急体制組織	○	○	○
③ 緊急出動人員等	○	○	○
(11) 交通管理	○	○	※1
(12) 安全管理 ① 工事安全管理対策	○	○	○
② 第三者施設安全管理対策	○	○	○
③ 工事安全教育等	○	○	○
④ 現場備品整備	○	○	○
(13) 現場作業環境の整備	○	○	○
(14) 環境及び地元対策	○	○	※1
(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	○	○	○
① 再生資源の利用の促進計画			
② 産業廃棄物計画			
(16) その他	※1	※1	※1

検査別紙第3号

工事検査職員区分及び指名基準

高知市請負工事検査実施要綱第5条による工事検査職員区分及び指名基準については、次の表のとおりとする。

検査区分		3000万円以上の請負契約工事	500万円以上3000万円未満の請負契約工事	500万円未満の請負契約工事	備考
完成 中間 出来高 その他	検査責任者	技術監理課長		工事課長	
	工事検査職員	技術監理課長		工事課長	検査責任者が自ら検査する場合
		技術監理課長補佐 技術監理課再任用主幹 技術監理課再任用副主幹 ※課長補佐級以上の技術職員	技術監理課長補佐 技術監理課再任用主幹 技術監理課再任用副主幹 ※係長級以上の技術職員	課長補佐級以上の技術職員 ※係長級以上の技術職員(再任用副主幹を含む)	検査責任者が工事検査職員を指名して行う場合
	検査立会者	工事課長 ※工事課の係長以上(総括監督員を含む)	工事課の係長(総括監督員を含む)又は4級以上の技術職員 ※3級以上の技術職員	工事課の技術職員 ※職員	

- 注1：該当する技術職員不在の職場の工事検査職員の指名は、この基準によらず別に指名する。
 注2：※印の工事検査職員及び検査立会者は、該当する技術職員不在の場合等、やむを得ない理由がある場合に指名できる。
 注3：500万円未満の請負契約工事については、工事検査依頼書及び工事検査通知書兼検査職員指名書を省略するものとする。
 注4：表中の用語は次のとおりとする。
 工事課長 当該工事を所管する課長
 課長補佐 監督職員以外の課長補佐
 係長 監督職員以外の係長
 附則
 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
 附則
(施行期日)
1 この基準は、令和7年10月1日から施行する。
 (特例)
 2 この基準は、この基準の施行の前日に施行された高知市土木請負工事技術管理指針の一部を改正する指針等についても適用する。

検査別紙第3号

工事検査職員区分及び指名基準

高知市請負工事検査実施要綱第5条による工事検査職員区分及び指名基準については、次の表のとおりとする。

検査区分		3000万円以上の請負契約工事	500万円以上3000万円未満の請負契約工事	500万円未満の請負契約工事	備考
完成 中間 出来高 その他	検査責任者	技術監理課長		工事課長	
	工事検査職員	技術監理課長		工事課長	検査責任者が自ら検査する場合
		技術監理課長補佐 再任用主幹 再任用副主幹 ※課長補佐級以上の技術職員	技術監理課長補佐 再任用主幹 再任用副主幹 ※係長級以上の技術職員	課長補佐級以上の技術職員 ※係長級以上の技術職員(再任用副主幹を含む)	検査責任者が工事検査職員を指名して行う場合
	検査立会者	工事課長 ※工事課の係長以上(総括監督員を含む)	工事課の係長(総括監督員を含む)又は4級以上の技術職員 ※3級以上の技術職員	工事課の技術職員 ※職員	

- 注1：該当する技術職員不在の職場の工事検査職員の指名は、この基準によらず別に指名する。
 注2：※印の工事検査職員及び検査立会者は、該当する技術職員不在の場合等、やむを得ない理由がある場合に指名できる。
 注3：500万円未満の請負契約工事については、工事検査依頼書及び工事検査通知書兼検査職員指名書を省略するものとする。
 注4：表中の用語は次のとおりとする。
 工事課長 当該工事を所管する課長
 課長補佐 監督職員以外の課長補佐
 係長 監督職員以外の係長
 附則
 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
 附則
 この基準は、令和7年10月1日から施行する。
(施行期日)
1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。
 (特例)
 2 この基準は、この基準の施行の前日に施行された高知市土木請負工事技術管理指針の一部を改正する指針等についても適用する。

工事成績採点の審査項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

審査項目	審査対象とする場合は、左	[記入方法] 評価対象とする場合は、左		工夫事項				評価様式第6号-2-11 その他(項目記載)
		■に印を記入し、	□に○印を記入する。	施工性	品質	安全性	作業環境	
5-2 創設 工夫	創設工夫	■安全衛生関係	27 安全設備等の工夫(落下物、墜落、転落、転倒、立入禁止線、手摺り、足場等) 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パロール等に関する工夫 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30 搬入対象・有毒ガス・可燃ガスの処理又は粉塵防止策や作業中の機油等の工夫 31 周辺道路等の事故防止又は一般交通阻害等のための工夫 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33 作業時における作業環境改善等の工夫 34 ゴミの減量化、アブリングストップの発行等の地球環境への工夫 35 その他(理由:)					
		■施工管理関係	36 出来形の管理等に関する工夫 37 施工計画書又は写真記録等に関する工夫 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39 CAD、施工管理ソフト等の活用 40 施工合理化技術等を活用した施工管理の工夫 41 その他(理由:)					
		■その他	※施工合理化技術:フレックシブル化、ユニット化、自動化施工(CT施工、ロボト活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。 42 その他(理由:) 43 その他(理由:) 44 その他(理由:)					
		事項評価	点					0
		【*印を付した工夫 事項について、評 価内容を詳細記 述】	※ 特に評価すべき工夫事項は、加点評価とする。 ※ 加算は、7~10点の範囲とする。 ※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。 ※ 1項目点を目安とするが、内容によって はそれ以上又は以下の点数を与えてよい。 ※1 創設工夫においては、「4 工事特性」の審査項目において創設工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも評価する。 ※2 「2 施工状況」③ 出来形及び出来栄」においても創設工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも評価する。 ※3 工夫事項(選定)及び詳細評価は、所属長との合議をもって記述する。 ※4 「4 工事特性」の二重評価はしない。					

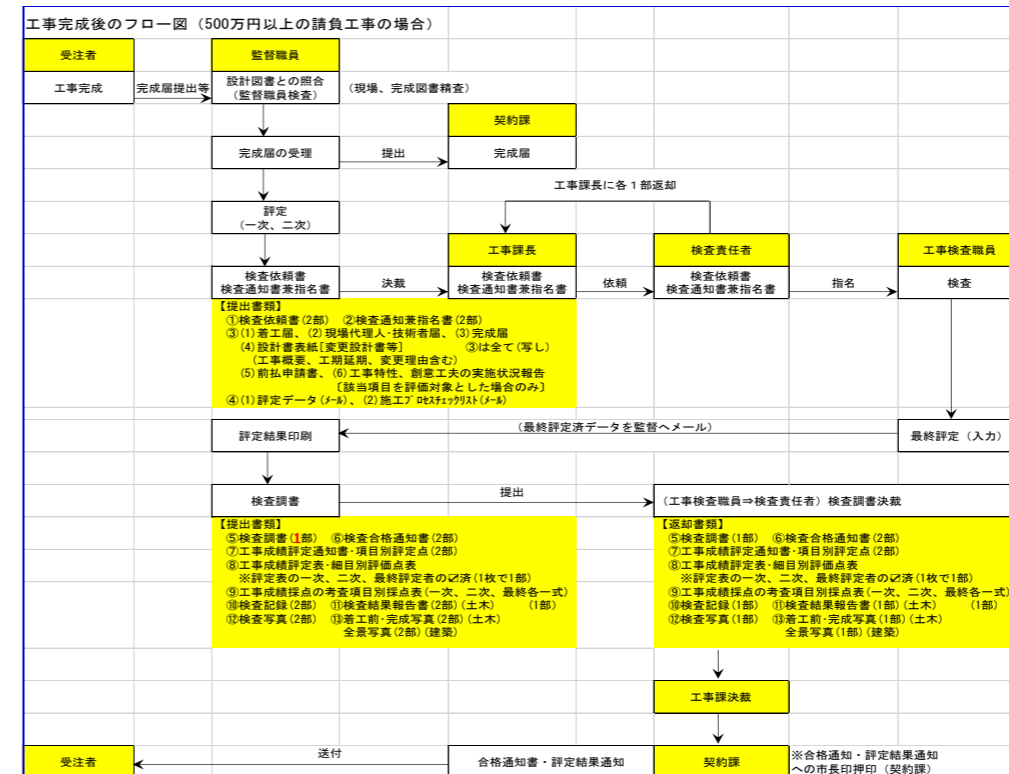
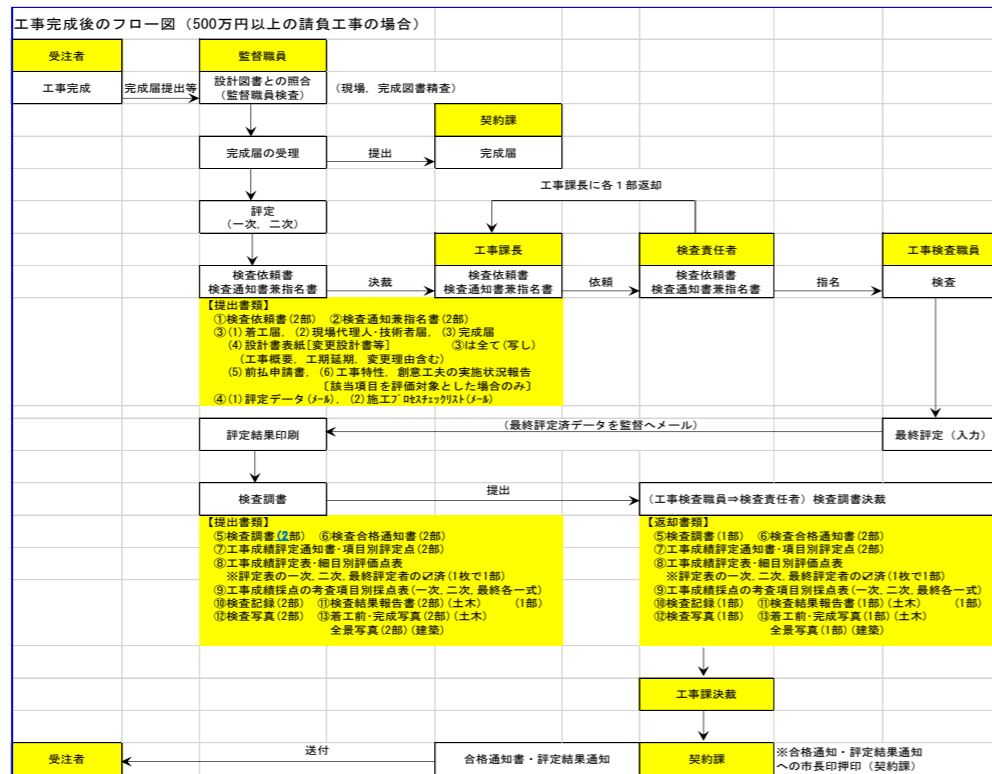
工事成績採点の審査項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

審査項目	審査対象とする場合は、左	[記入方法] 評価対象とする場合は、左		工夫事項				評価様式第6号-2-11 その他(項目記載)
		■に印を記入し、	□に○印を記入する。	施工性	品質	安全性	作業環境	
5-2 創設 工夫	創設工夫	■安全衛生関係	27 安全設備等の工夫(落下物、墜落、転落、転倒、立入禁止線、手摺り、足場等) 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パロール等に関する工夫 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30 搬入対象・有毒ガス・可燃ガスの処理又は粉塵防止策や作業中の機油等の工夫 31 周辺道路等の事故防止又は一般交通阻害等のための工夫 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33 作業時における作業環境改善等の工夫 34 ゴミの減量化、アブリングストップの発行等の地球環境への工夫 35 その他(理由:)					
		■施工管理関係	36 出来形の管理等に関する工夫 37 施工計画書又は写真記録等に関する工夫 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39 CAD、施工管理ソフト等の活用 40 施工合理化技術等を活用した施工管理の工夫 41 その他(理由:)					
		■その他	※施工合理化技術:フレックシブル化、ユニット化、自動化施工(CT施工、ロボト活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。 42 その他(理由:) 43 その他(理由:) 44 その他(理由:)					
		事項評価	点					0
		【*印を付した工夫 事項について、評 価内容を詳細記 述】	※ 特に評価すべき工夫事項は、加点評価とする。 ※ 加算は、7点~11点の範囲とする。 ※ 選定2日前工事において選定2日前を目単位で達成した場合は2とする。 ※ 受注者に明示した選定2日前に選定2日前を目単位で達成した場合は1とする。選定2日前に選定2日前を目単位で達成した場合は2とする。【注意: 特種工事のみ適用】 ※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。 ※ 1項目点を目安とするが、内容によってはそれ以上又は以下の点数を与えてよい。 ※2 「2 施工状況」③ 出来形及び出来栄」においても創設工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも評価する。 ※3 工夫事項(選定)及び詳細評価は、所属長との合議をもって記述する。 ※4 「4 工事特性」の二重評価はしない。					

工事成績採点の調査項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通		評価様式第9号-2-4
【記入方法】 該当する項目の 調査項目	細 別	対 応 事 項
4. 工事特性	施工規模の大きさへの対応	
	構造物固有の難しさへの対応	
	技術固有の難しさへの対応	
	厳しい自然・地盤条件への対応	
	厳しい周辺環境等、社会条件への対応	
	施工現場での対応	
	その他	
	点	
	※ 工事特性は、加点評価とする。 ※ 加点は、13点～0点の範囲とする。 ※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。 ※ 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。	
	※1 工事特性は、当該工事特有の難儀の高い条件(各対応事項の内容)について適切に対応したことを評価する項目である。なお、「創意工夫」の二重評価はしない。 ※2 詳細評価の記述にあたっては、所属長との合議とし、各調査項目は対応事項で大分類し、評価する内容を記述する。	
5. 創意工夫	準備・後片付け関係	
	施工関係	
	品質関係	
	安全衛生関係	
	施工管理関係	
	その他(選定2日前までに「選定8枚を達成した」)	
	点	
	※ 特に評価すべき工夫事項を加点評価とする。 ※ 加点は、7点～0点の範囲とする。 ※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。 ※ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。 ※ 創意工夫においては、「4 工事特性」の調査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益がみられれば加点・抽出記載する。 ※2 施工状況「3 出来形及出来栄」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本調査項目でも再評価する。 ※3 工夫事項(選定)及び詳細評価は、所属長との合議をもって記述する。 ※4 「4 工事特性」の二重評価はしない。	

工事成績採点の調査項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通		評価様式第9号-2-4
【記入方法】 該当する項目の 調査項目	細 別	対 応 事 項
4. 工事特性	施工規模の大きさへの対応	
	構造物固有の難しさへの対応	
	技術固有の難しさへの対応	
	厳しい自然・地盤条件への対応	
	厳しい周辺環境等、社会条件への対応	
	施工現場での対応	
	その他	
	点	
	※ 工事特性は、加点評価とする。 ※ 加点は、13点～0点の範囲とする。 ※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。 ※ 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。	
	※1 工事特性は、当該工事特有の難儀の高い条件(各対応事項の内容)について適切に対応したことを評価する項目である。なお、「創意工夫」の二重評価はしない。 ※2 詳細評価の記述にあたっては、所属長との合議とし、各調査項目は対応事項で大分類し、評価する内容を記述する。	
5. 創意工夫	準備・後片付け関係	
	施工関係	
	品質関係	
	安全衛生関係	
	施工管理関係	
	その他(選定2日前までに「選定2日を達成」)	
	点	
	※ 特に評価すべき工夫事項を加点評価とする。 ※ 加点は、7点～1点の範囲とする。 ※ 選定2日前工事において選定2日を月単位で達成した場合は1、選定2日を週単位で達成した場合は2とする。 ※ 受注者に明らかに選定2日に取組む姿勢が見られず、進捗の遅れが目立つ場合は1とする。(注:「選定2日の達成」)	
	※1 創意工夫においては「4 工事特性」の調査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益がみられれば加点・抽出記載する。 ※2 施工状況「3 出来形及出来栄」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本調査項目でも再評価する。 ※3 工夫事項(選定)及び詳細評価は、所属長との合議をもって記述する。 ※4 「4 工事特性」の二重評価はしない。	

工事完成後のフロー図(500万円以上の請負工事の場合)



追加

【猛暑日を含む工期の場合は、記載必要】

第41条 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数9日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が9日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。（港湾工事を除く）

※猛暑日とは、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

【現場環境改善費を計上するすべての工事は、記載必要】

第42条 現場環境改善費

- 1 現場環境改善費に要する費用（熱中症対策・防寒対策に要する費用を除く）
設計図書に現場環境改善費率が計上されている場合は、施工条件明示書に記載された内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上される額を上回っていることを事前に確認し、実施後には積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。
- 2 熱中症対策・防寒対策に関する費用
熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うとともに、協議により認められた費用については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

追加

【情報共有システム活用工事は、記載必要】

第43条 工事施工中の情報共有システムの活用について

- 1 本工事は、監督職員及び受注者間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型工事である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。
なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案) (高知市)」によること。
- 2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い 適正な処置を行う旨
 - (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第44条 電子納品について

- 1 本工事は、工事完成図書を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者希望型工事である。
なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編(高知市)」によること。